

平成29年度より交付上限額が**500万円**になりました!

平成29年度

広島港 福山港 輸出・輸入コンテナ 補助制度のご案内

期間 平成**29年4月1日**～平成**30年3月31日**

広島県では、県内港（広島港・福山港）コンテナターミナルの利用拡大を図るため、新たに県内港を利用された、または過去3年間と比較して増加した輸出入コンテナ貨物に補助金を交付する利用促進制度を実施しています。ぜひこの機会に本制度を活用し、県内港の利用をご検討ください。

広島・福山港利用促進補助制度とは

対象期間中に広島港・福山港から輸出または輸入したコンテナ貨物が
過去3年の最高実績と比べて、10TEU以上増加した場合、

増加コンテナ **1TEUあたり 5,000円 交付**

※新規に県内港を利用される場合は、過去の実績は必要ありません。

1事業者あたり最高

前年度までの**200万円**から

500万円 ※条件あり

補助制度の詳細はウラ面へ

コンテナ取扱量の増加による、国際定期航路の増便・新設や国際フィーダー航路の充実など、荷主企業にとって利便性の高い港を目指しています。

広島港・
福山港の
定期航路

広島港

中国	週6便	東南アジア	週2便
韓国	週9便	北米	月1便

福山港

中国	週6便
韓国	週5便
東南アジア	週1便

広島港振興協会・広島県東部港湾振興協会

補助制度の概要

対象期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日	
対象者	輸出の場合 船会社が発行する船荷券[B/L]に、 荷送人(Shipper) として記載されている荷主 船社(マスター)B/Lに荷送人(Shipper)として記載されていない場合、荷送人として記載されているフォワーダー(ハウス)B/Lで実荷主であることが確認できれば補助対象者と致します。	輸入の場合 船会社が発行する船荷券[B/L]に、 荷受人(Consignee) として記載されている荷主 指図式B/L(Order B/L)など船荷証券に荷主として記載されていない場合は、「輸入許可証」またはフォワーダー(ハウス)B/Lにて実荷主であることが確認できれば補助対象者と致します。
	いずれも日本国内に事業所を有する者に限ります。	
補助条件	県内港を既に利用の場合 補助対象期間中に広島港・福山港から輸出、または輸入するコンテナ貨物が 過去3年の最高実績と比べて、10TEU以上増加 すること。	県内港を新規利用の場合 過去の実績は必要ありません。
	※TEUは「Twenty-foot Equivalent Units」の略で、20フィートコンテナ1個が1TEUとなります。40フィートコンテナ1個は2TEUに換算されます。	
補助額	増加コンテナ1TEUあたり5千円を交付	
限度額	年間増加量が1,000TEU未満の場合 1事業者あたり 最高100万円	年間増加量が1,000TEU以上の場合 1事業者あたり 最高500万円

●予算の範囲内での交付となりますので、補助額が減額されたり、交付されなかったりする場合があります。

申請から交付までの流れ

1

補助金交付申請(第1回申請締め切り:10月末)

対象期間に補助条件を達成する見込みがあるときは、以下の書類に所要事項を記入の上、事務局へ提出してください。

①事業計画・補助金交付申請書^{※1} ②事業計画内訳書 ③誓約書 ④フォワーダーB/Lまたは輸入許可証^{※2}

※1:船社B/LではなくフォワーダーB/LのShipperである場合、フォワーダーとの連名で申請願います。 ※2:輸入貨物で申請者名の記載がないOrder B/Lなどの場合。

2

審査

1で提出していただいた内容を元に審査・交付決定いたします。

3

実績報告提出、補助金額確定・交付

「実績報告書」を提出いただいた後に、補助金額を確定し、補助金の交付をいたします。

申請書のダウンロード・航路一覧などは からご覧ください。

詳しくは、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ



広島港振興協会・広島県東部港湾振興協会

事務局

広島県土木建築局港湾振興課 ポートセールス担当
〒730-8511 広島市中区基町10-52

✉ dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp

☎ 082-513-4035

FAX 082-223-2463